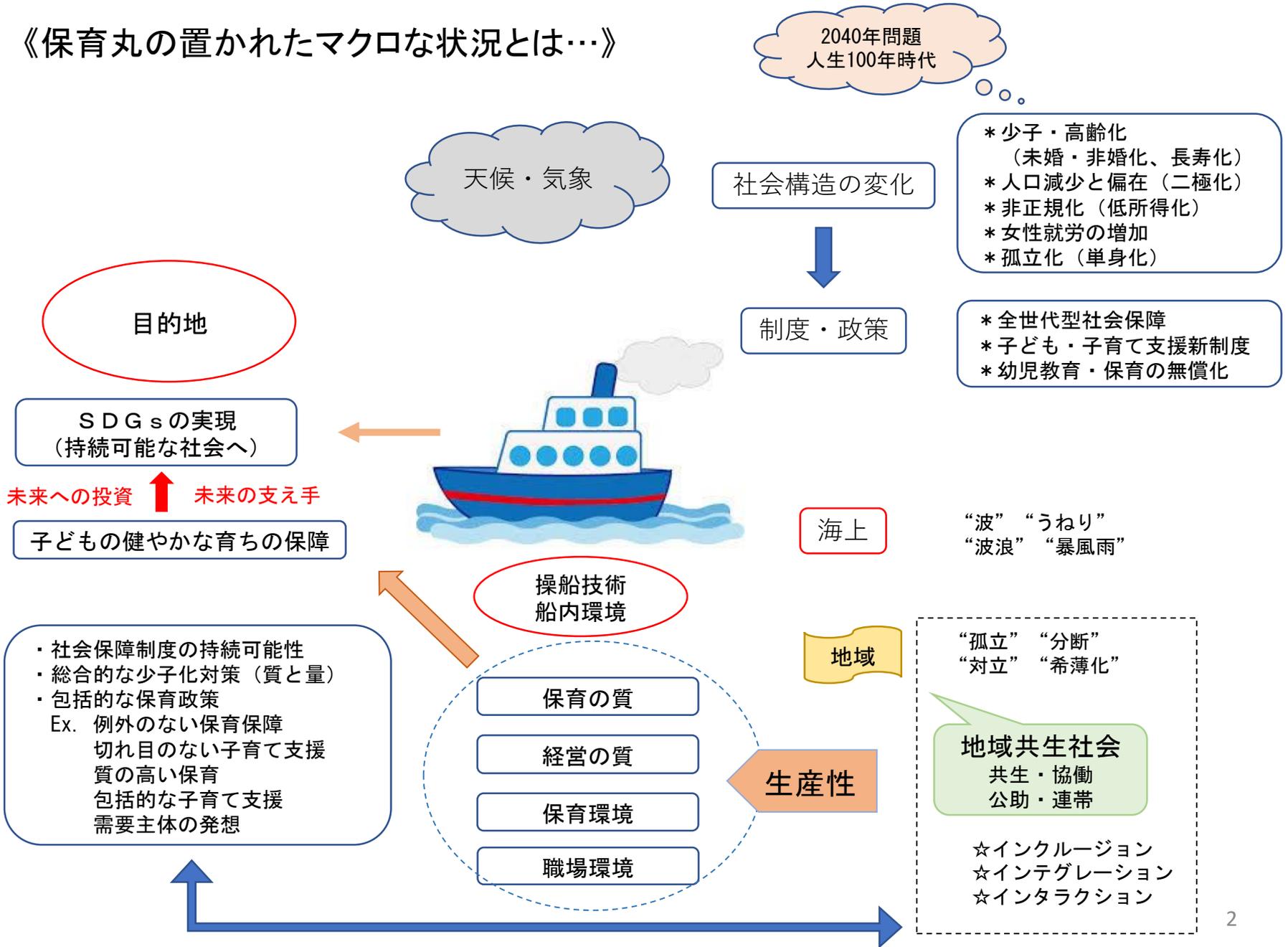


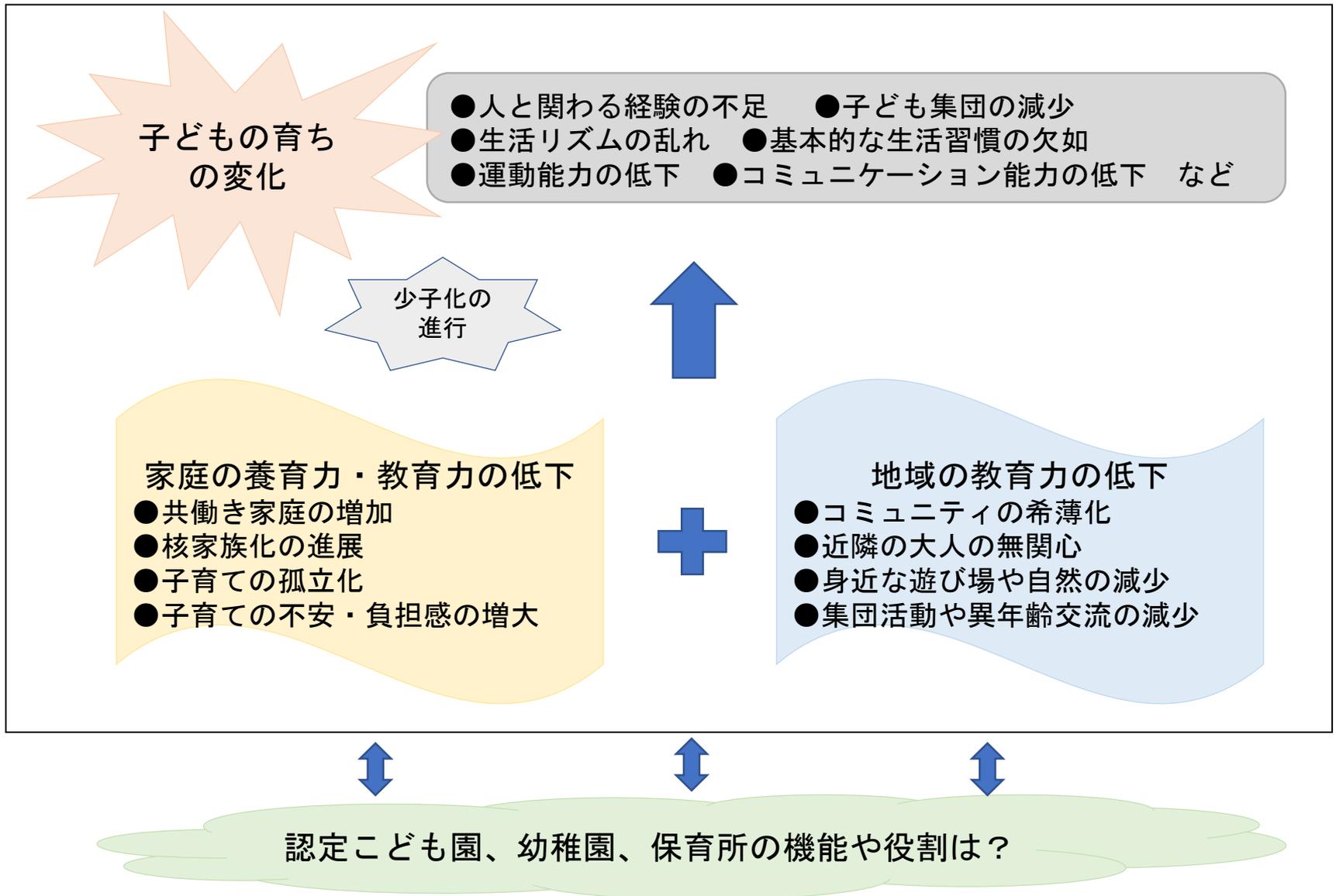
# 保育業界における 生産性向上の取り組みや課題

吉田 正幸  
(保育システム研究所代表)

# 《保育丸の置かれたマクロな状況とは…》



# 〈幼児教育・保育の今日的課題〉



[参考] E・メルウィッシュ・オックスフォード大学教授の講演データより(2018.11.5)

## なぜ幼児教育が重要なのか？

# 幼少期の大切さを裏付ける3つの研究分野

1. **神経科学** - 幼少期における脳の発達の重要性を示している
2. **発達科学** - 質の高い幼児教育を提供することで、子供の人生におけるチャンスが増えることを示している
3. **経済学** - 質の高い幼児教育を行うことで、長期的に多額の予算を節減できることを示している

**幼児教育は、21世紀に必要とされる高度なスキルを持った人材育成に役立つ。 ⇒ 最大の生産性**

# 【そもそも保育業界における“生産性”とは】

$$\text{社福法人の労働生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{年間平均従事者数}}$$

\* 付加価値額 = サービス活動収益 - (事業費 + 事務費 + 減価償却費等)

## \* 保育分野の生産性をどう考えるか

- ・ 投入した資源から生み出される価値とは

Ex. 投入資源：人、施設設備、土地など

付加価値：子どもの育ち、保護者への支援など

- ・ 一般的な生産性で保育を捉えることはできない

Ex. 投入する人材や労働時間、設備等を減らすことは困難

- ・ “生産性”の成果指標をどこに置くのか

Ex. 子ども：健やかな育ち（アウトカム）

⇒ 保育の質

保護者：仕事と子育ての両立支援（アウトプット）

⇒ 多様な保育サービス

企業等：女性人材の確保（アウトプット）

⇒ 多様な保育サービス

地域社会：地域子育て支援（アウトカム）

⇒ 支援の幅と質

保育事業が生み出す  
経済的な価値よりも  
保育事業が及ぼす成果を  
新たな生産性とすべき？

## \* 人材・施設・時間依存産業としての“生産性”をどう考えるか

- ・ 保育に関連する周辺業務の省力化、効率化、合理化 ⇒ ICTの推進
- ・ 保育者の資質向上による“生産性”の向上 ⇒ 保育の質の向上
- ・ 経営トップのマネジメント力による“生産性”の向上 ⇒ 経営の質の向上、労務環境の改善

【参考】経済産業省：保育現場における生産性向上手法の適用に関する調査報告書（平成24年3月）では

保育現場における「生産性向上」を「子どもが健やかに育つよう質の高い保育を提供するための機能強化」とみなす

## 【保育業界の“生産性”向上の取り組みと課題】

“生産性”向上のカギ  
は「人」と「質」

### \* 保育業界の“生産性”向上の取り組み

- ・ “生産性”の向上とは

Ex. 投入資源：人、施設設備、土地など ⇒ 最も付加価値を生むのは「人」

投入する人材や時間、設備等を減らすことは困難

- ・ “生産性”向上の取り組み例

Ex. 1法人多施設展開、人材確保・育成、ICTの活用など

- ・ “生産性”向上の制度的な障壁

Ex. 多施設展開 ⇒ 施設間・対法人への資金移動制限、施設種別による処遇改善の違い

人材確保・資質向上 ⇒ なお不十分な処遇・職員配置の改善、職場（労務）環境の改善

ICTの活用 ⇒ 補助金等のインセンティブ不足

- ・ “生産性”向上に関する保育現場の課題

Ex. “制度産業”ゆえの古い体質（経営者の意識、労務環境、職員の意識など）

### \* 保育のICT化と“生産性”の関係はどう考えるか

- ・ 業務省力化 Ex. 午睡チェック、登降園管理、指導計画作成支援、要録作成支援など

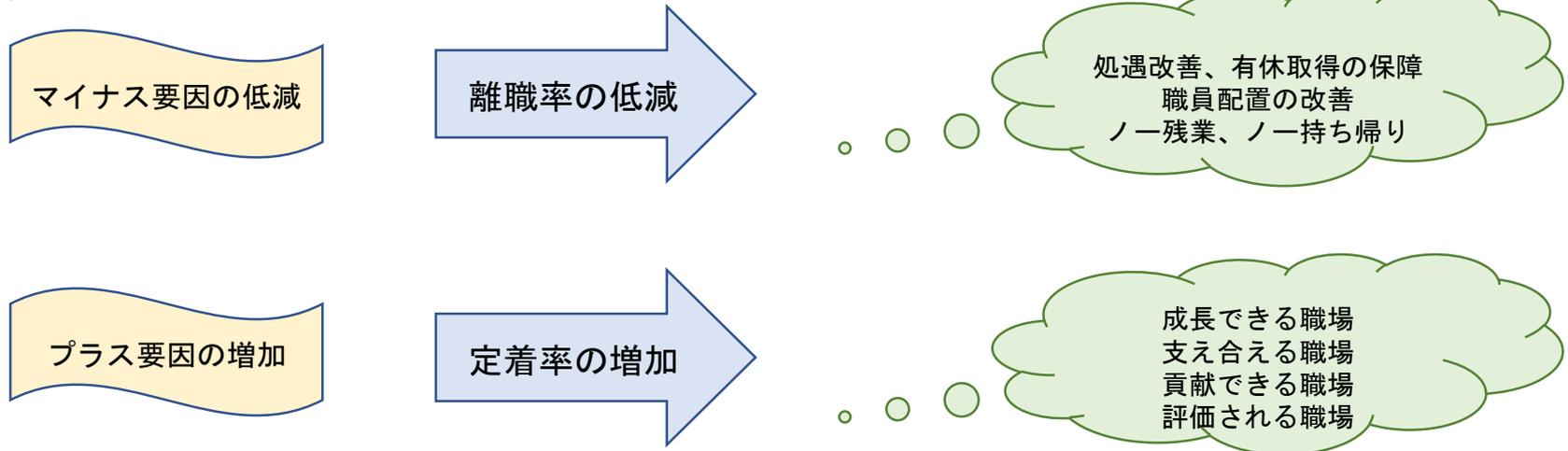
- ・ 生産性向上 Ex. 請求業務、シフト管理、園バス運行管理、延長保育管理など

- ・ 保育の質向上 Ex. ドキュメンテーション（記録）作成支援、保育者の視線チェック、保育記録の分析など

## 【参考：ロジックモデルから捉えた魅力向上の課題整理】

	例示	指標
インプット	予算、法令など	
アウトプット	処遇改善、労働環境の改善、職員配置改善、研修の充実、ノーコンタクトタイムなど	給与改善状況、有給休暇取得率、離職率・定着率、キャリアアップなど
アウトカム	安定的な人材の確保、保育者の定着、資質の向上など	有効求人倍率、養成校の志願率、平均在職年数、保育者満足度など
インパクト	保育の質の向上、子どもの健やかな育ち	自己評価、第三者評価など

例えば



\* 何が魅力向上（就業継続）のボトルネックになっているのか？

Ex. 入職時は処遇、中堅は人間関係、ベテランは勤務体制など

## 【総合的な施策の展開と見直し・改善】

○魅力向上に関する様々な施策を整理・体系化し、その総合化・相乗効果化を図る

先進的な施策の創設	既存施策の改善・拡充
既存施策の新たな組合せ	既存施策の縮減・廃止

- ・ 先進的、先駆的な施策を新たに打ち出し、期待される成果を上げる
- ・ 既存施策の手直しや規模の拡充によって、これまで以上に成果を上げる
- ・ 複数の既存施策を組み合わせることで、より大きな成果を上げる
- ・ 成果の乏しい既存施策の縮減や廃止を行い、新たな施策に振り向ける

## 【成果に着目した考え方や手法の検討】

- ・ K P I : 魅力向上方策の達成評価指標をどこに求めるか Ex. 離職率、定着率、労務環境改善度など
- ・ E B P M : 何をエビデンス（証拠、根拠）に設定するか Ex. 有効求人倍率、ナッジ手法の活用など

## 【魅力と質の向上に資する新たなインセンティブ】

- ・ 保育士の資格のグレードアップ Ex. 幼稚園教諭免許（2種、1種、専修、更新制）

cf. イギリスの全国職業資格：N V Q (National Vocational Qualification) Level (1~8) に

⇒ Q C F (Qualifications and Credit Framework)

## 【参考：保育制度・政策の変遷】

### \* 保育制度はどう変わっていったのか（色濃い規制改革・地方分権の影響）

#### ・児童福祉法改正に見るポイント

Ex. 平成9年改正：措置から選択利用へ、保育所の相談・助言機能の明記

平成13年改正：保育士の国家資格化、認可外保育施設の指導監督強化

平成15年改正：地域子育て支援事業を市町村の努力義務に

平成27年改正：新制度に連動する形で「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に

平成28年改正：子どもを児童福祉の対象から権利主体へ、虐待の防止、保護者の第一義的責任の明記

#### ・その他の関連制度改革（主に社会福祉法関係）

Ex. 認可保育所の設置主体制限撤廃（平成12年）：株式会社等の参入容認、定員規模要件の緩和（30⇒20人）

社会福祉基礎構造改革（平成12年）：措置から契約へ（対等な関係＝情報提供、苦情解決、第三者評価）

社会福祉法人制度改革（平成28年）：ガバナンスの強化、財務規律の強化、地域貢献（公益的な取組）

### \* 幼稚園はどう変わっていったのか

・いわゆる預かり保育の拡充（平成9年度から補助創設、平成10年教育要領改訂で規定、子育て安心プランで拡充）

・幼児教育政策の変化（平成17年中央教育審議会答申、平成18年教育基本法改正）

Ex. 幼稚園教育政策から幼児教育政策へ

### \* 認定こども園制度の創設

・平成18年に認定こども園法制定、平成27年度から制度改善（新たな幼保連携型認定こども園）

### \* 子ども・子育て支援新制度の創設

・平成27年度から施行、平成28年度から企業主導型保育事業、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化



需要主体の  
供給改革へ



残された質の問題

# 幼稚園や保育所をめぐる状況の変化

## ◇幼稚園の変化

平成17年中教審答申

平成18年教育基本法改正

平成27年新制度施行

### 幼稚園の機能 (幼稚園教育)

- ・ 幼稚園教育要領
- ・ 1日に4時間標準
- ・ 年間に39週



### 幼稚園の機能Ⅰ (幼児教育)

- ・ 幼稚園教育要領
- ・ 1日に4時間標準
- ・ 年間に39週
- ・ 小学校教育との接続

### 幼稚園の機能Ⅱ (預かり保育)

- ・ 家庭の教育機能の補完
- ・ 地域の教育機能の補完
- ・ 地域の実情や保護者の要請

幼稚園の園児減少

### 幼稚園の機能Ⅲ (子育て支援)

- ・ 家庭の教育力の再生や向上
- ・ 在園児家庭への支援  
(子育て相談・情報提供など)
- ・ 在宅子育て家庭への支援  
(親子登園、園庭開放など)
- ・ 地域社会資源との連携

#### 目指す方向性

- 家庭・地域社会・幼稚園等の三者による総合的な幼児教育
- 幼児の「生活の連続性」「発達や学びの連続性」を踏まえた幼児教育

# 幼稚園や保育所をめぐる状況の変化

## ◇保育所の変化

平成9年児童福祉法改正

平成20年最低基準改正

平成18年教育基本法改正

平成27年新制度施行

### 保育所の機能

(子ども家庭福祉)

- ・ 保育所保育指針
- ・ 1日に原則8時間(11時間開所)
- ・ 日祝、年末年始を除いて開所
- ・ 保育認定(標準時間、短時間)

### 保育所の機能

(児童福祉)

- ・ 保育所保育指針
- ・ 1日に原則8時間(11時間開所)
- ・ 日祝、年末年始を除いて開所\*

\*保育日数について法的な規定はない



### 保育所の機能Ⅱ

(幼児教育)

- ・ 幼児教育の充実
- ・ 生きる力の基礎(3つの資質・能力)
- ・ 小学校教育との接続

保育所の児童増加

待機児童問題

### 保育所の機能Ⅲ

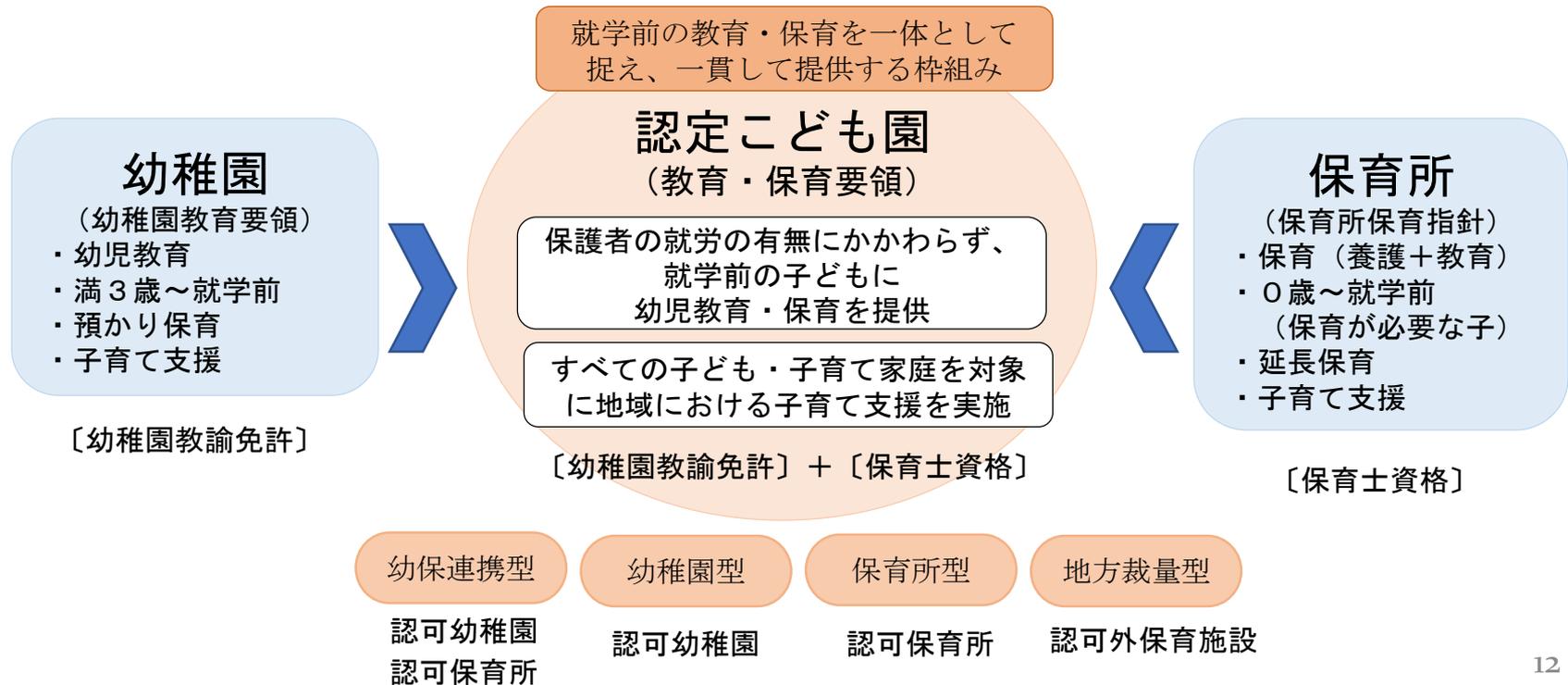
(子育て支援)

- ・ 保護者の養育力の向上
- ・ 在園児家庭への支援  
(子育て相談・保育参加など)
- ・ 在宅子育て家庭への支援  
(一時預かり、親子参加など)
- ・ 地域社会資源との連携、協働

# 認定こども園の創設とその後の状況

## ◇認定こども園の誕生

- 目的や機能が異なる幼稚園と保育所
  - ⇒ 少子化の進行、共働き家庭の増加、保育ニーズの多様化など状況が変化
  - ⇒ 就学前の子ども育ちを幼・保で区別することなく保障する必要
  - ⇒ 幼稚園と保育所の連携の推進 ⇔ 幼保の機能の接近
- 幼・保の機能の一体化、保護者の就労の有無や形態を問わない利用
- 地域における子育て支援、地域社会資源との連携・協働



# 認定こども園の創設とその後の状況

## ◇新制度後の認定こども園

就学前の教育・保育を一体として  
捉え、一貫して提供する枠組み

### 認定こども園

保護者の就労の有無にかかわらず、  
就学前の子どもに  
幼児教育・保育を提供

すべての子ども・子育て家庭を対象  
に地域における子育て支援を実施

新たな幼保一体認可施設

幼保連携型

幼稚園機能＋保育所機能＋子育て支援

幼稚園型

幼稚園＋保育所的機能＋子育て支援

保育所型

保育所＋幼稚園的機能＋子育て支援

地方裁量型

幼稚園的機能＋保育所的機能＋子育て支援

1号子ども



2・3号子ども

認可幼稚園＋認可保育所



単一の幼保一体認可

〔保育教諭〕

認可幼稚園

認可保育所

認可外保育施設

〔幼稚園教諭免許〕＋〔保育士資格〕

### 幼稚園

- ・ 幼児教育
- ・ 満3歳～就学前
- ・ 預かり保育
- ・ 子育て支援

1号子ども

### 保育所

- ・ 保育（養護＋教育）
- ・ 0歳～就学前  
（保育が必要な子）
- ・ 延長保育
- ・ 子育て支援

2・3号子ども

# 認定こども園の創設とその後の状況

## 認定こども園の4類型の比較

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校（幼稚園） ＋保育所機能	児童福祉施設（保育所） ＋幼稚園機能	幼稚園機能 ＋保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人 社会福祉法人等	国、自治体、学校法人等	制限なし	制限なし
職員の要件	保育教諭（幼稚園教諭＋ 保育士）＊1	幼稚園免許・保育士資格 のいずれかで可 3歳未満は保育士資格	幼稚園免許・保育士資格 のいずれかで可 3歳未満は保育士資格	幼稚園免許・保育士資格 のいずれかで可 3歳未満は保育士資格
給食の提供	2・3号子どもに対する 食事の提供義務	2・3号子どもに対する 食事の提供義務	2・3号子どもに対する 食事の提供義務	2・3号子どもに対する 食事の提供義務
開園日数・時間 ＊2	11時間開園 土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定	11時間開園 土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定

- ＊1 保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが原則だが、令和6年度まではいずれかでも可。その間、免許・資格の取得の特例あり。  
（特例としては、例えば3年以上、4320時間以上の現場経験があれば、養成校などで8単位を取得すれば免許・資格を取れるなど）
- ＊2 開園時間は、保育標準時間がベース。幼稚園型と地方裁量型は、家庭や地域の実情に応じて、11時間を下回っても、土曜日休園でも可。

## 幼稚園・保育所・認定こども園の比較

	幼稚園	保育所	認定こども園
所管	文部科学省	厚生労働省	内閣府・文科省・厚労省
根拠法	学校教育法に基づく学校	児童福祉法に基づく児童福祉施設	認定こども園法（*1）に基づく総合施設
目的	幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること	保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供
対象	満3歳から就学前までの幼児（満3歳～5歳児）	保育を必要とする乳幼児（0～5歳児）	保育を必要とする乳幼児、及び満3歳から就学前までの幼児
教育・保育内容	幼稚園教育要領による	保育所保育指針による	幼保連携型認定こども園教育・保育要領による
	教育要領、保育指針、教育・保育要領の整合性を図り、例えば「3つの資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「全体的な計画」など共通の考え方に		

\*1 正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

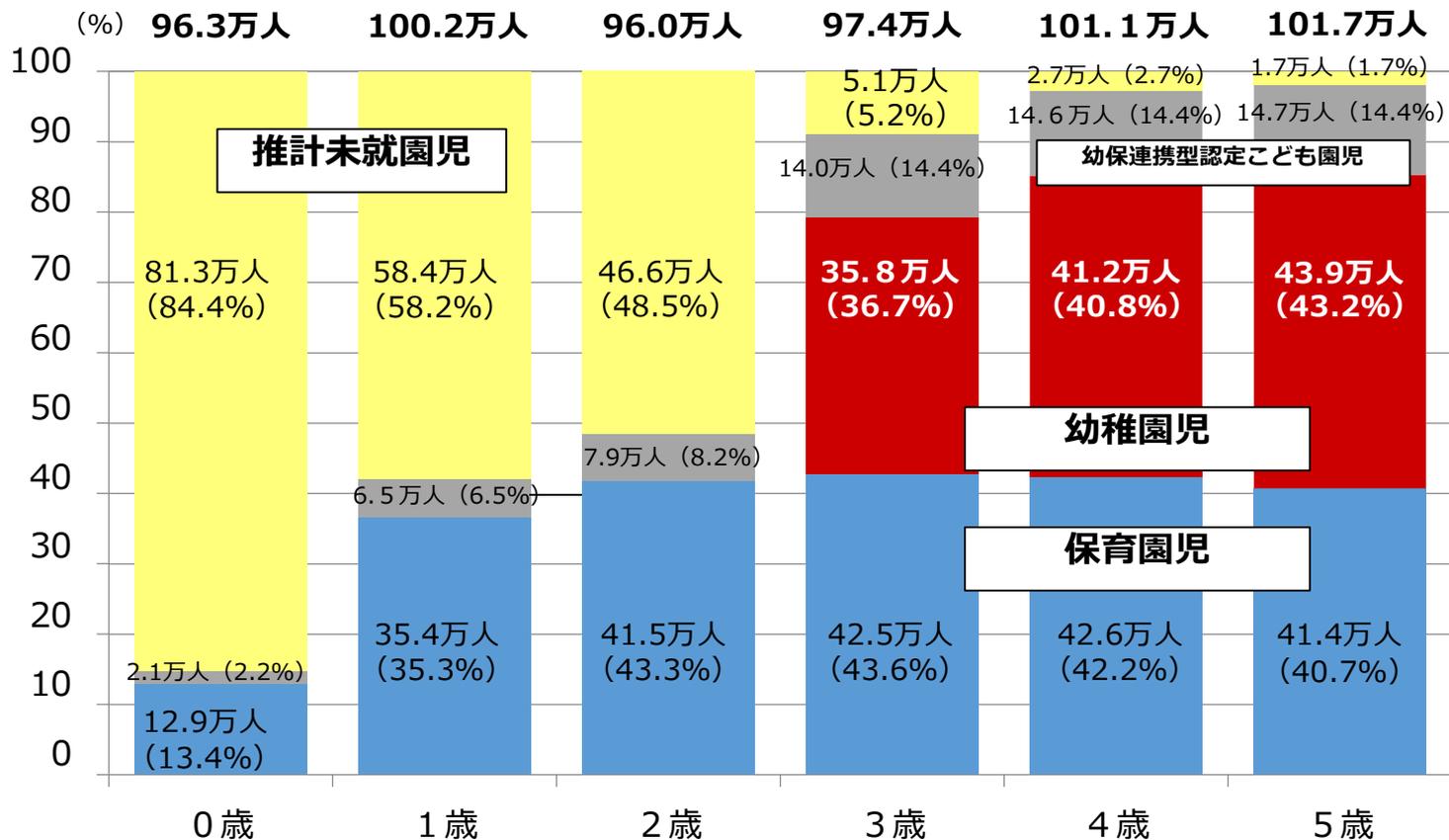
## 幼稚園・保育所・認定こども園の比較

	幼稚園	保育所	認定こども園
教育・保育時間	4時間標準（教育標準時間） （教育時間外の預かり保育あり）	11時間の保育標準時間 8時間の保育短時間 （延長保育あり）	4時間標準（預かり保育あり） 11時間の保育標準時間 8時間の保育短時間 （延長保育あり）
職員の資格等	幼稚園教諭免許状	保育士資格	保育教諭（免許と資格の併有） 幼稚園教諭免許＋保育資格（*2）
学級編制	原則として同学年の幼児で編制	規定なし	1号・2号子どもの共通利用時間に編制
子育て支援	努力義務	努力義務	義務（必須機能）
施設数	9, 697	23, 759	8, 007

\*2 3歳未満児については、保育士資格を有する職員を充てる必要がある

# 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）

該当年齢人口



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

※幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

※幼稚園の数値は平成30年度「学校基本調査」（確定値、平成30年5月1日現在）より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したものである。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

# 企業主導型保育事業の運営・設置基準

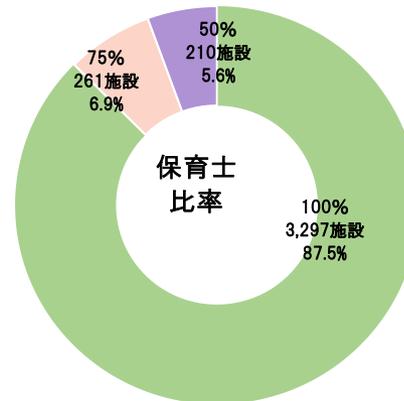
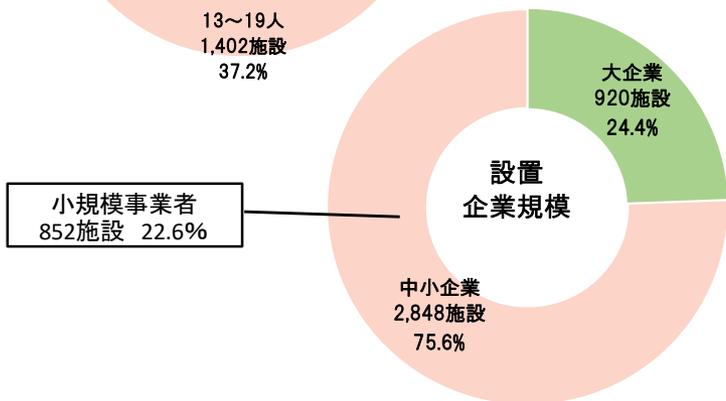
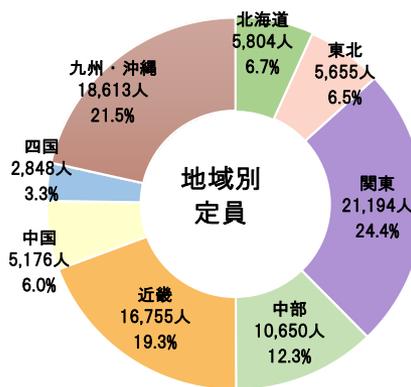
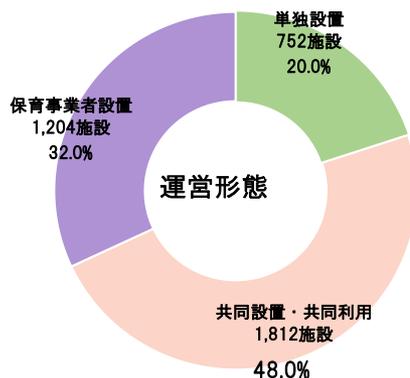
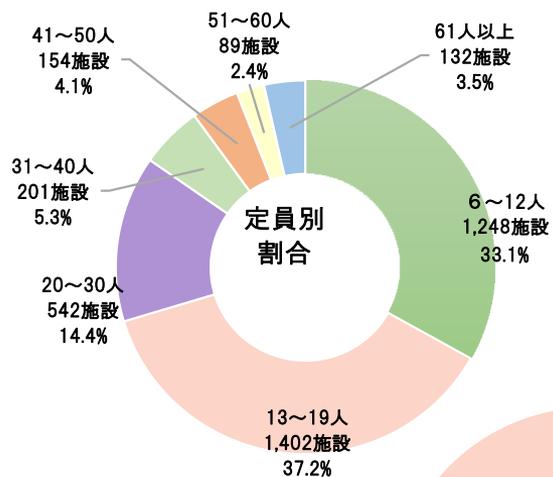
		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者 (1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修修了予定者等を含む。)	保育従事者 (1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員

# 企業主導型保育事業の実施状況について

令和元年度助成決定（注） 3,768施設 86,695人（定員）

（注）令和2年3月31日現在 平成30年度からの継続分含む

（参考）平成30年度助成決定 3,817施設 86,354人分（定員）



# 子ども・子育て支援新制度の全体像(法改正後)

## 子ども・子育て支援給付(第8条)

子どものための教育・保育給付  
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模  
保育等に係る共通の財政支援

### 施設型給付費

認定こども園0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方  
裁量型

幼稚園  
3~5歳

保育所  
0~5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付  
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、  
預かり保育等の利用に係る支援

### 施設等利用費

幼稚園<未移行>  
(第7条第10項第2号)

特別支援学校  
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業  
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等  
(第7条第10項第4号、6号~8号)

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

## その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て  
支援事業(第4章)

地域の実情に応じた  
子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業  
(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成(第59条第3号ロ))
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支  
援事業(第4章の2)

仕事と子育ての  
両立支援

- ・企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるように支援

市町村主体

国主体

# 令和元年度経営実態調査の集計結果（速報値）

## 【私立施設】

### 1. 収支差率

	今回調査結果（平成30年度決算）	前回調査結果（平成28年度決算）
保育所	2.3%	5.1%
幼稚園（新制度）	3.8%	6.8%
認定こども園	2.0%	9.0%

※ 前回調査と今回調査とでは、調査票・集計方法に以下の違いがある。（H31年2月20日子ども・子育て会議で報告）

- ①【全施設共通】教育・保育の事業区分外の収益・費用（受取利息・借入金利息補助金・本部経費・借入金利息等）を収支差に含める。
- ②【認定こども園】学校法人会計基準の適用施設については、幼稚園と同様に、基本金組入額を把握して収支差に反映する。

### 参考：他分野の経営実態調査の結果

	収支差率（平成29年度調査）
介護分野（全体）	3.3%
障害分野（全体）	5.9%
中小企業（財政制度等審議会の試算データ）	3.1%

## 2. 収益計に対する人件費割合

	今回調査結果 (①) (平成30年度決算)	前回調査結果 (②) (平成28年度決算)	差 (③ = ① - ②)
保育所	75.1%	72.7%	+2.4%
幼稚園 (新制度)	63.8%	60.0%	+3.8%
認定こども園	69.5%	65.0%	+4.5%

## 3. 常勤保育士等の給与月額 (賞与の1/12込み)

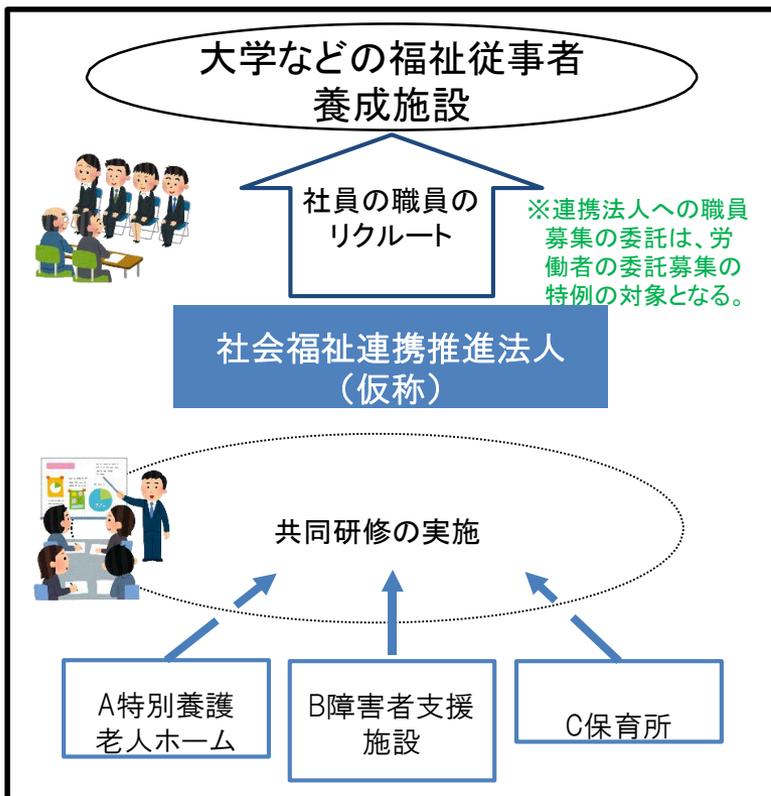
	今回調査結果 (①) (平成31年3月給与と平成30年度賞与)	前回調査結果 (②) (平成29年3月給与と平成28年度賞与)	差 (③ = ① - ②)
保育所 (保育士)	30.2万円 (11.2年)	26.2万円 (8.8年)	+4.0万円 (+2.4年)
幼稚園 (新制度) (教諭)	28.7万円 (7.8年)	25.9万円 (10.4年)	+2.8万円 (▲2.6年)
認定こども園 (保育教諭)	28.0万円 (8.2年)	24.2万円 (7.9年)	+3.8万円 (+0.3年)

※ 調査結果の ( ) 書きは平均勤続年数。

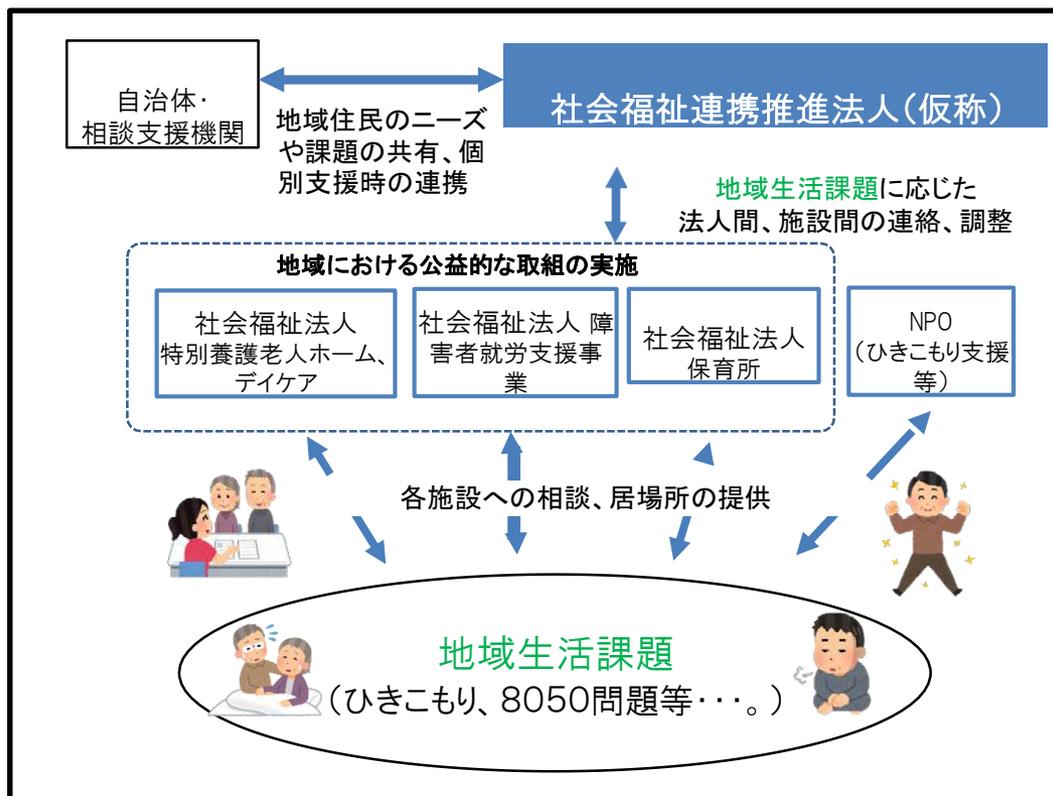
# 社会福祉連携推進法人(仮称)の業務のイメージ

- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施。



(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



# 保育所等の現状

## ○ 保育所等(幼稚園型、地域型保育含む)の施設数と利用児童数(H30.4.1現在)

施設数(か所)	利用児童数(万人)	
34,763	0~2歳児	107.1万人
	3歳以上児	154.3万人
	合計	261.4万人 (前年より約6.8万人増)

## ○ 待機児童数

(H30.4.1現在)

19,895人

( 0歳 2,868人 1・2歳 14,758人 3歳以上 2,269人 )

・昨年度から減少(▲6,186人)

## ○ 保育(民間)にかかる費用

費用総額(推計)	2兆3,371億円
公費	1兆6,293億円
国	7,792億円
地方	7,792億円
拠出金	708億円
保護者負担	7,079億円

(注)平成30年度予算(保育認定)

### <年齢別の保育費用(月額)>

0歳 20.7万円 1・2歳 12.9万円 3歳 7.0万円 4歳以上 5.5万円

(参考)29年度予算ベース

0歳 20.6万円 1・2歳 12.8万円 3歳 7.0万円 4歳以上 5.4万円

### <保育料(月額)> ※国基準

保護者の所得に応じ、0円(生活保護世帯等)～104,000円(保育費用が上限)

(注)実際の保育料は各自治体により異なる。

## ○ 保育士の状況

・保育所等に勤務する保育士の数(平成29年10月1日)

549,178人(※)

・平成29年度に保育士資格を取得した者

62,094人

(参考)保育士資格登録者数 1,530,872人(H30.4.1現在)

※ 常勤換算でない従事者の総数

## 保育費用・保育料

○保育サービスの安定的な提供の観点から、**保育の実施につき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するための費用を公費で負担**(子どものための教育・保育給付費負担金(内閣府予算))

※平成16年度より公立保育所分は一般財源化

※平成27年度より内閣府予算へ移替

※平成30年度より0～2歳児相当分の保育の運営費に事業主拠出金を充当

○財源構成は、概ね、保護者の保育料と公費が3:7

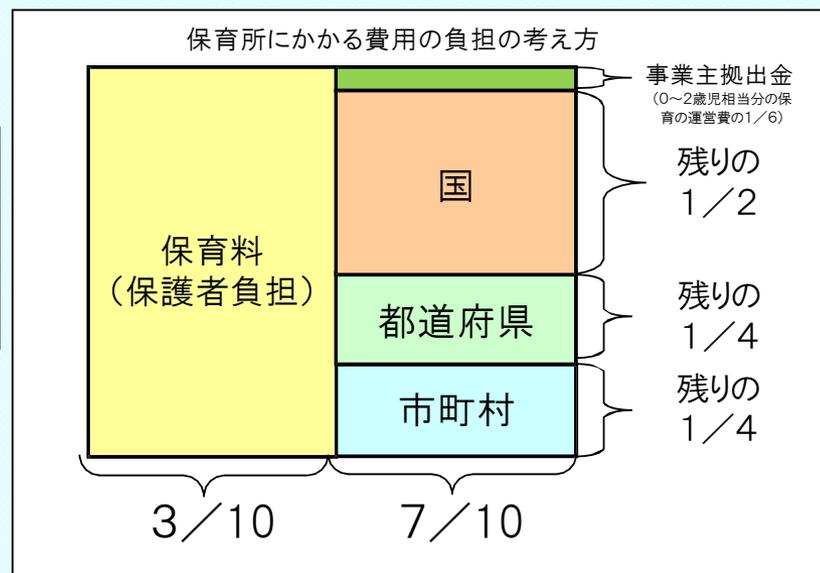
公費の負担割合は、事業主拠出金充当後の残額に対して国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※平成30年度においては、事業主拠出金5.75%、国47.125%、都道府県23.5625%、市町村23.5625%

※事業主拠出金は、0～2歳児相当分の保育の運営費の1/6の範囲内で、毎年度政令で定める割合を充当

○保護者が支払う保育料については、各市町村において、家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定めることとしている。

※各市町村において、地域の実情に応じて、上乗せして補助を行い、保育料を国の徴収基準額から軽減するなどの独自の施策も行われている。



# 幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

## 【国・地方の負担割合】

### 1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園（未移行園）に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

### 2：それ以外

今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の位置付け (予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	-	-	10/10
子育て支援施設等利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4